

特別警ら隊運用要領の制定について（例規通達）

昭和46年3月26日
広備第174号
警察本部長から
各部長・参事官
各所属長あて

この通達は、事件、事故等が多発し、または特殊な警察対象がある都市部を管轄する警察署に設置された「特別警ら隊」の運用要領を定めたもの。